

## 日本遺産フォローアップ委員会の開催について

〔	平成 29 年 10 月 11 日	〕
	文化庁長官決定	
〔	平成 30 年 10 月 1 日	〕
	改正	
〔	令和 2 年 11 月 16 日	〕
	改正	

## 1. 設置趣旨

文化庁が認定する日本遺産に係る取組に関して、PDCA サイクルに基づく事業の促進等を図るため、日本遺産認定地域の取組状況等を審議する「日本遺産フォローアップ委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

## 2. 審議事項

- (1) 日本遺産認定地域における既実施又は実施予定事業に関すること
- (2) 日本遺産認定地域が定める目標及びその達成状況に関すること
- (3) 日本遺産認定地域において持続的に改善を促す取組その他 PDCA サイクルに基づく事業の促進を図るために必要な事項

## 3. 審議結果

- (1) 審議結果は、文化庁へ報告する。
- (2) 文化庁は審議結果を日本遺産認定地域に通知するとともに、審議結果を公表する。

## 4. 委員会の組織

- (1) 委員は、文化財の保存・活用、地域活性化又は観光振興に知見のある者のうちから、文化庁長官が委嘱する。
- (2) 委員会に、委員長を置く。委員長は委員の互選により選任する。
- (3) 議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 5. 庶務

委員会の庶務は、文化庁参事官（文化観光）が観光庁観光地域振興部観光資源課の協力を得て処理する。